

## 2 事前調査の方法

### 2-1 事前調査の種類

#### 1)下地診断

- 既存外壁の状態が健全であるかどうか、また柱や土台にサイディングを保持するための保持力があるかどうかを、既存外壁をはがさずに調査します。
- 「ニチハ外壁リフォーム下地診断士」(以下、下地診断士)、または建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)が行うことができます。

#### 2)現状調査(寒冷地域の場合実施)

- 建物の外壁を目視で既存外壁材の構法チェック(外壁通気構法が行われているか)と、凍害など不具合の発生状況の調査を実施します。さらに、断熱効果については、お施主様にヒアリングをして確認します。
- 下地診断とあわせて、下地診断士または建築士が行うことができます。

#### 3)誰でもできるわが家の耐震診断

- 木造住宅の耐震性能の目安をつけるために診断するものです。「誰でもできるわが家の耐震診断」(監修:国土交通省住宅局、編集:財団法人日本建築防災協会)に準拠して、専門知識がなくても診断できるように作られた手法です。
- 下地診断士または建築士、お施主様が行うことができます。

#### 4)一般診断・精密診断

- 「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果で不安のある場合は、より専門的な観点から耐震診断を行う必要があります。「木造住宅の耐震診断と補強方法」(監修:国土交通省住宅建築指導課、発行:一般財団法人日本建築防災協会)にある一般診断や精密診断は、より精度の高い総合評点が得られるようにしたものです。
- 専門家(建築士、建設会社、工務店など)が行うことができます。